

蔵王町の給与・定員管理等について

(令和8年4月28日公表)

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)令和5年度 の人件費率
令和 6年度	人 10,916	千円 8,041,813	千円 225,169	千円 1,857,006	% 23.1	% 22.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

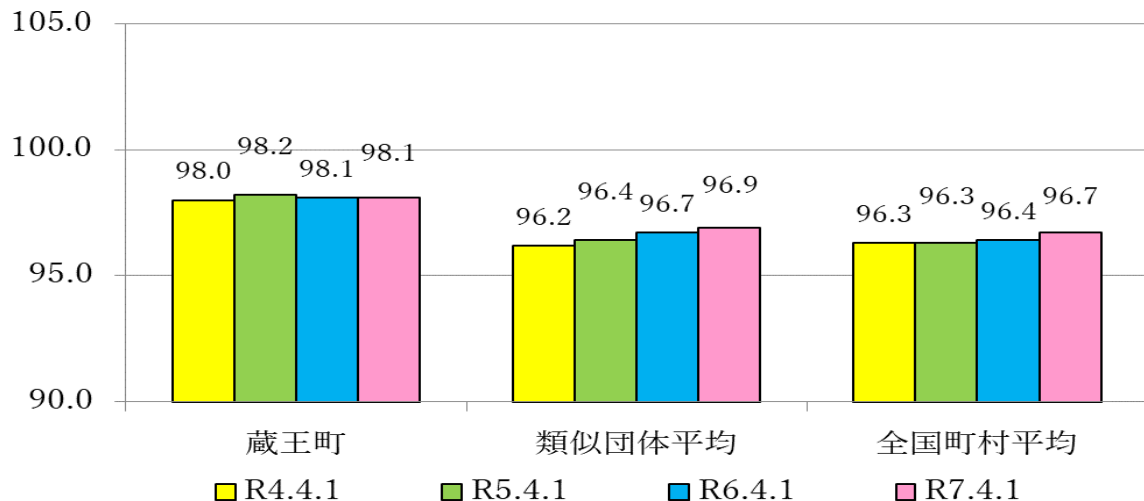
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 167	千円 627,959	千円 84,741	千円 253,041	千円 965,741	千円 5,783	千円 5,751

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与	公務員給与	較差	勧告 (定率)		
年度	A 円	人事委員会未設置		%	%	%
			(%)			

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパ
イレス比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合	公務員の 支給月	較差	勧告 (月数)		
年度	A 月	人事委員会未設置		月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の
支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施 状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の
号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接
する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っ
ている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施]

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺
の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相
当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上上げは実施していない。)

② 地域手当の見直し

(支給割合) 仙台市で勤務する職員について、国基準と同様に8%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1
日時点は7%、令和8年4月1日からは8%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	6%	7%	8%
仙台市に勤務する職員 に対する支給割合	6%	7%	8%

③ その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
蔵王町	歳 40.5	円 308,300	円 348,800	円 328,000
宮城県	42.3	330,820	424,419	368,480
国	41.9	332,237	—	414,480
類似団体	41.4	317,237	371,323	342,933

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
蔵王町	歳 53.0	人 5	円 293,500	円 308,900	円 294,100	—	歳 —	円 —	—
うち学校給食員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち用務員	*	(2)	*	*	*	用務員	47.2	269,200	*
うち自動車運転手	*	(1)	*	*	*	自家用乗用自動車運転手	57.5	205,300	*
うちその他技能職員	*	(2)	*	*	*	調理士	44.7	262,800	*
宮城県	53.1	134	303,311	342,438	321,246	—	—	—	—
国	51.3	1,703	294,567	—	337,907	—	—	—	—
類似団体	52.4	4	297,010	318,681	306,587	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
蔵王町	5,092,700	円 —	—
うち学校給食員	—	—	—
うち用務員	*	3,560,100	*
うち自動車運転手	*	2,601,800	*
うちその他技能職員	*	*	*

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年～令和6年の3ヶ年平均）。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※ 区分ごとの職員数が3人未満の場合は、個人情報保護のため、*(アスタリスク)表示としている。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		蔵 王 町	宮 城 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	227,400 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000	196,100	188,000
技能労務職	高 校 卒	211,000～236,600	194,100	—
	中 学 卒	185,700～224,500	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

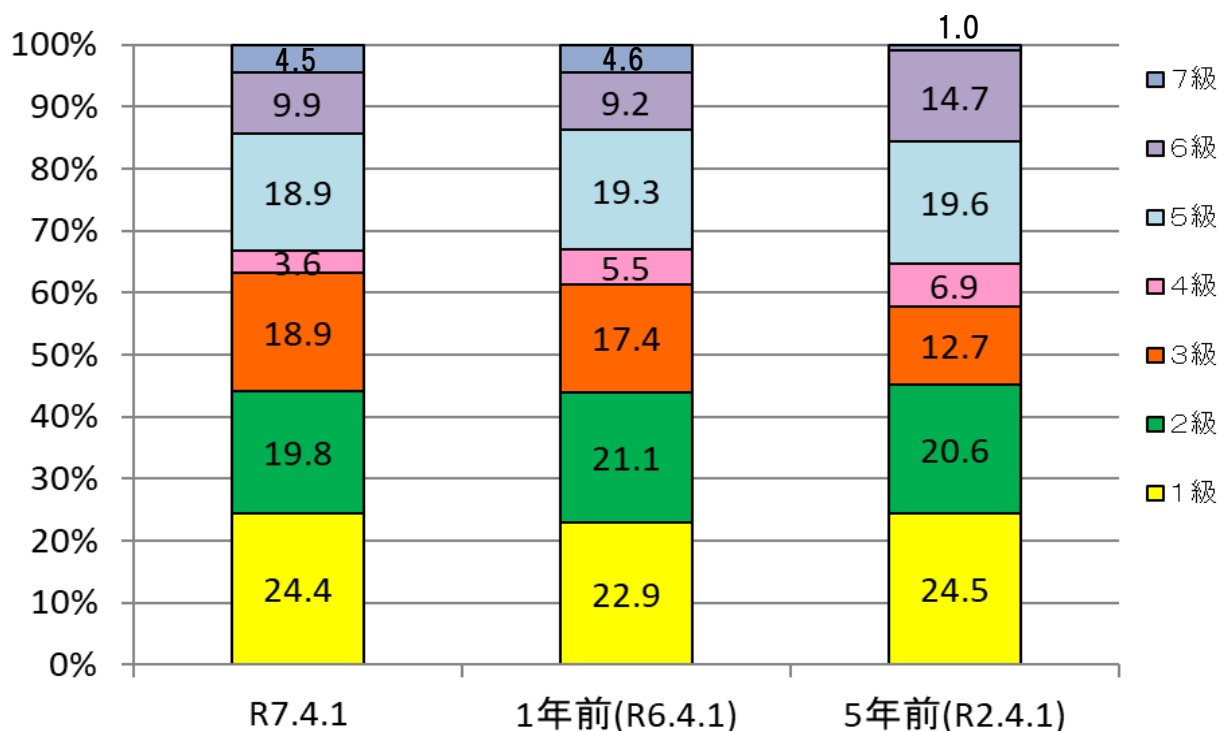
区 分		経験年数	経験年数	経験年数	経験年数
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般行政職	大 学 卒	277,400 円	311,500 円	375,600 円	395,500 円
	高 校 卒	255,600	289,900	319,000	388,300
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

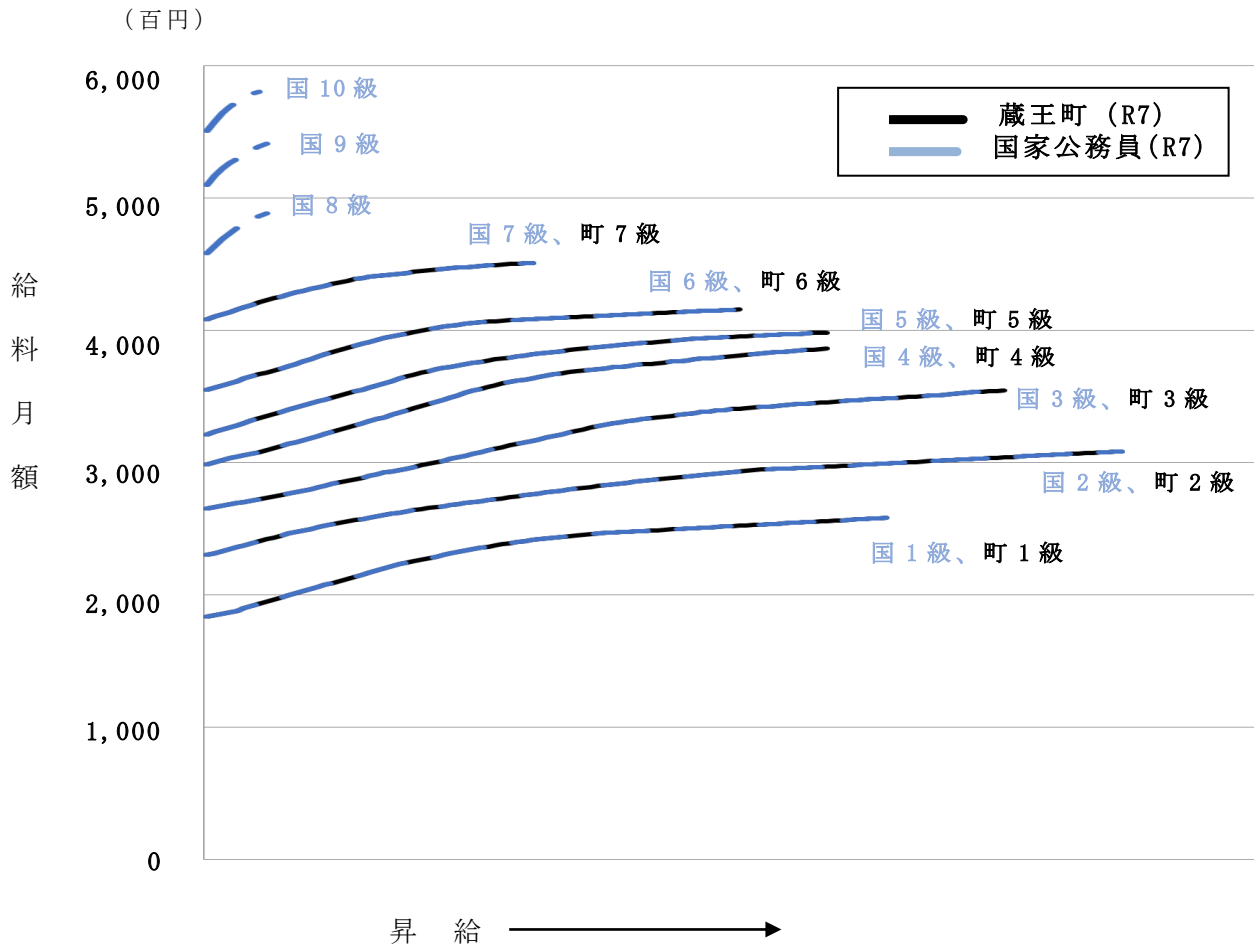
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	相当高度の知識及び経験を必要とする課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職務	5人	4.5%	408,300円	450,900円
6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職務	11	9.9%	355,200	415,700
5級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職務	21	18.9%	321,300	398,200
4級	主幹若しくは技術主幹の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職務	4	3.6%	298,800	386,100
3級	係長、主査若しくは技術主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職務	21	18.9%	265,300	354,700
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	22	19.8%	230,000	308,500
1級	主事、技師等の職務	27	24.4%	183,500	258,100

- (注) 1 蔵王町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

蔵 王 町	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,494千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,802円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率		○		○
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

蔵 王 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 (退職時特別昇給)	定年前早期退職特例措置 2~20%加算 (無)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~45%加算	
1人当たり平均支給額	17,831千円		-		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度～令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		327千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		163,533円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
仙台市	7%	1人	7%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		該当なし	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		%	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)
			左記職員に対する 支給単価

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	33,871千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	210千円
支給実績（令和5年度決算）	29,395千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	185千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (令和6年度 決算)
扶養手当	1) 配偶者 3,000円 2) 子1人につき11,500円 3) 父母等1人につき6,500円 ※扶養親族である子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子は1人につき5,000円加算。	同	—	13,549千円	215,056円
住居手当	借家(借間)に居住する職員 1) 家賃が月額27,000円以下 家賃—16,000円 2) 家賃が月額27,000円超 11,000円+(家賃—27,000円)×1/2 ※限度額28,000円	同	—	7,738千円	241,812円
通勤手当	1) 交通機関等の利用者 限度額55,000円 ※定期券使用が最も経済的かつ合理的な区間については、支給単位期間(6箇月を限度)に対応する通信用期の定期券の価額とし、それ以外の区間については、回数乗車券等による通勤21回分の額の額 2) 自動車等の利用者 使用距離(片道2キロメートル以上)により4,000円~25,000円	一部異	2について使用距離区分	14,290千円	91,021円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職員に対し支給(40,100円~62,300円)。	一部異	支給額	13,082千円	726,800円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同	—	—千円	—円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同	—	—千円	—円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた場合 1回4,400円(5時間未満のときは2,200円)	同	—	—千円	—円
管理職員 特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等又は平日深夜に勤務した場合 1回3,000円~7,000円	同	—	102千円	33,833円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	円 841,000 607,000	(参考) 類似団体における最高/最低額 円/円 846,000/650,000 676,000/532,000
			円/円 412,000/247,000 330,000/193,000 310,000/175,000
報 酬	議 長	309,200	412,000/247,000
	副 議 長	260,500	330,000/193,000
	議 員	250,400	310,000/175,000
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和6年度支給割合) 3.45月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.45月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 841,000×0.44×48月	(1期の手当額) 17,761,920円
	副 市 区 町 村 長	607,000×0.26×48月	7,575,360円
	備 考	支給時期：再任時、支給せず在職期間を次の任期へ通算する場合あり。	
			(支給時期) 任期毎に支給 任期毎に支給

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

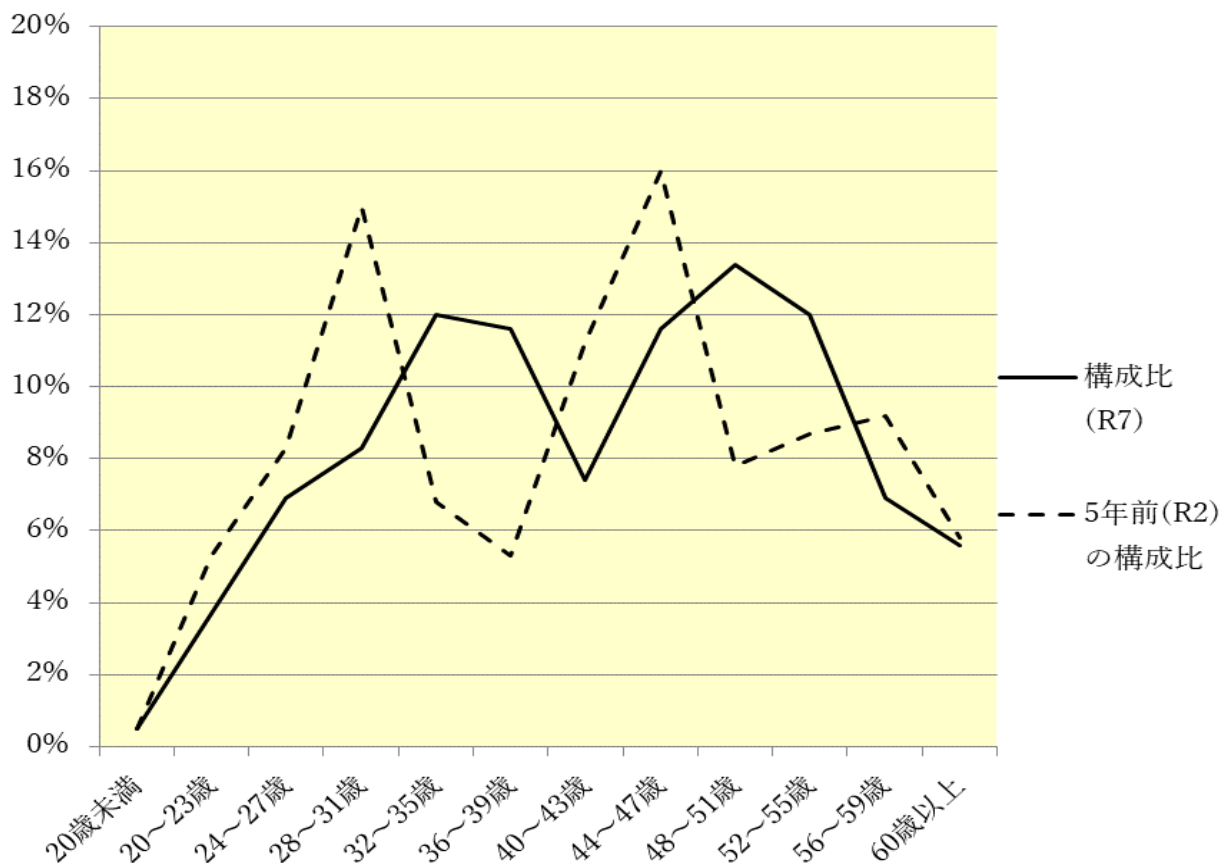
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		令 和 6 年	令 和 7 年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	8 教育部門からの配置換え	
		総 務	31	31		
		税 務	10	10		
		民 生	39	47		
		衛 生	16	16		
農 林 水 産		10	10			
商 工		6	6			
土 木		12	14			
	計	127	137	10	<参考> 人口1万人当たり職員数125.50人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数92.42人)	
	教 育 部 門	40	34	△6	民生部門への配置換え、欠員補充	
	小 計	167	171	4	<参考> 人口1万人当たり職員数156.65人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数111.20人)	
公 営 会 企 業 計 等 部 門	病 院	水 道	27	25	△2	病院再編に伴う減 欠員不補充 欠員補充
		下 水 道	7	7		
		そ の 他	3	2	△1	
			10	11	1	
	小 計	47	45	△2		
合 計		214	216	2	<参考> 人口1万人当たり職員数197.87人	
		[243]	[243]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	8人	15人	18人	26人	25人	16人	25人	29人	26人	15人	12人	216人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	119	119	120	125	127	137	18 (15.1%)
教育	43	45	45	39	40	34	△9 (-20.9%)
普通会計 計	162	164	165	164	167	171	9 (5.6%)
公営企業等会計 計	44	46	48	49	47	45	1 (2.3%)
総合計	206	210	213	213	214	216	10 (4.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

○ 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 6年度	千円 399,196	千円 25,848	千円 44,454	% 11.1	% 11.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり 給与費 (水道事業) 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 7	千円 26,245	千円 3,612	千円 9,926	千円 39,783	千円 5,683	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
蔵王町	38.8歳	318,722円	468,975円
団体平均	45.8歳	345,838円	524,813円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

蔵王町(水道事業)	蔵王町(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,418千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,494千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

蔵王町（水道事業）			蔵王町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算	
（退職時特別昇給	無）		（退職時特別昇給	無）	
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額	17,831千円	

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度～令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			— 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の 制度（支給割合）
仙台市	7%	0人	7%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		該当なし	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		%	
手当の種類（手当数）		種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）
			左記職員に対する 支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,470千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	245千円
支給実績（令和5年度決算）	2,070千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	296千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	1) 配偶者 3,000円 2) 子1人につき11,500円 3) 父母等1人につき6,500円 ※扶養親族である子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子は1人につき5,000円加算。	同	—	676千円	225,333円
住居手当	借家（借間）に居住する職員 1) 家賃が月額27,000円以下 家賃 - 16,000円 2) 家賃が月額27,000円を超え 11,000円 + (家賃 - 27,000円) × 1/2 ※限度額28,000円	同	—	— 千円	— 円
通勤手当	1) 交通機関等の利用者 限度額55,000円 ※定期券使用が最も経済的かつ合理的な区間については、支給単位期間（6箇月を限度）に対応する通用期間の定期券の価額とし、それ以外の区間については、回数乗分の運賃の額 2) 自動車等の利用者 使用距離（片道2キロメートル以上）により 4,000円～25,000円	同	—	660千円	94,286円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職員に対し支給（51,900円～62,300円）。	同	—	748千円	747,600円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合 勤務1時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた場合 1回4,400円（5時間未満のときは2,200円）	同	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等又は平日深夜に勤務した場合 1回3,000円～7,000円	同	—	11千円	10,500円